

資料 4

平成 24 年 2 月 1 日 国土審議会第 7 回離島振興対策分科会決定（案）

離島振興対策実施地域の指定解除について（意見具申）

離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域について、地域の指定を解除する措置をとることを適当と認め、国土審議会第 7 回離島振興対策分科会の議決に基づき、下記のとおり意見を申し上げます。

記

以下の地域については、平成 24 年 4 月 1 日付をもって離島振興対策事業実施地域の指定を解除する。

離島振興対策実施地域	指定を解除する地域
長崎県伊王島地域	長崎県伊王島地域（長崎市伊王島、沖之島）